

看板の設置に際して（注意事項）

この看板は、ごみ置き場を管理されている方にお渡しするものです。

看板を設置する際には、次のことにご注意ください。

- 1 風などで飛ばないようにしっかりと固定してください。
- 2 他人の財産に設置する場合には、事前に所有者等の承諾が必要となります。
 - (1) 自らが管理されているごみボックスや収集枠、ネットなどに取り付けられる場合には、特段の届出や申請は不要です。
 - (2) 私有財産（民家の塀、壁、フェンス等）に取り付けられる場合には、所有者の承諾を得てください。
 - (3) 賃貸物件の場合は、管理会社またはオーナーの承諾を得てください。
- 3 公の財産に設置する場合は、財産の管理者に許可申請を行い、許可を受けた後に設置してください。
※認められない場合があります。

裏面をご覧ください。

(設置にあたり施設管理者に届出や申請等が必要な公共物)

許可等の申請にあたっては、状況により認められない場合がありますので、事前に各施設管理者と協議してください。

道路区域	……	ガードレールやフェンス等への設置は認められません。
公園	……	各区維持管理課
ちびっこ広場	……	各区地域起こし推進課等
集会所	……	各区地域起こし推進課等
防火水槽	……	消防局施設課
市営住宅	……	各区建築課
市立学校、市立保育園、図書館、公会堂、公民館など	……	各施設管理者

※ 公共用地の占用許可等は、民有地の使用が困難な場合に限りします。

※ 資源ごみの収集日にだけ、一時的に使用する場合には、特段の届出や申請は不要です。

(歩行者や車両の通行等の妨げにならない場合に限りします。)

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
環境局業務部業務第一課 指導係
電話：０８２－５０４－２２２０